第七条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

第八条中「第三十条の二第一項」を「第三十条の三第一項」に、「第三十条の三第三項」を「第三十条の四第三項」に、「第三十条の四」を「第三十条の五」に改める。

第十一条第一項並びに第十一条の二第一項、第二項第二号及び第三号並びに第三項から第五項までの規定中「第五十一条」を「第五十条」に改める。

第十二条第五項中「第九号」を「第八号の二」に改める。

第十二条の二第一項中「第七条第十三号」を「第七条第八号の二及び第十三号」に、「第十二号まで」を「第八号まで、第九号から第十二号まで」に改める。

第十二条の三第七項中「第七条第十三号」を「第七条第八号の二及び第十三号」に改める。

第十二条の四第四項中「第七条第四号」の下に「、第八号の二」を加える。

第二十条第一項中「第四十七条」を「第四十六条」に改める。

第三十条の九及び第四章の二第三節を削る。

第三十条の八の見出しを「（本人確認情報等の利用）」に改め、同条第一項中「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報（個人番号を除く。次項において同じ。）」に改め、同条第二項中「保存期間に係る本人確認情報」を「当該執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条第三項中「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に、「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　機構は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第一項の規定により同項の指定認証機関（以下この項において「指定認証機関」という。）にその認証事務を行わせることとした都道府県知事から第三十条の七第一項の規定により第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）の全部又は一部について住民票の記載の修正（総務省令で定める軽微な修正を除く。）があつた旨の通知又は住民票が消除された旨の通知があつたときは、指定認証機関の求めに応じ、同法第三十四条第一項第五号に掲げる事務の処理のため、総務省令で定めるところにより、これらの通知があつた旨の情報を指定認証機関に提供するものとする。

第三十条の八に次の一項を加える。

5　機構は、機構保存本人確認情報を、番号利用法第八条第二項の規定による事務に利用することができる。

第三十条の八を第三十条の十五とし、同条の次に次の八条を加える。

（報告書の公表）

第三十条の十六　機構は、毎年少なくとも一回、第三十条の九の規定による機構保存本人確認情報の提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（本人確認情報管理規程）

第三十条の十七　機構は、この法律の規定により機構が処理することとされている事務（以下「本人確認情報処理事務」という。）の実施に関し総務省令で定める事項について本人確認情報管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　総務大臣は、前項の規定により認可をした本人確認情報管理規程が本人確認情報処理事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（帳簿の備付け）

第三十条の十八　機構は、総務省令で定めるところにより、本人確認情報処理事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

（監督命令等）

第三十条の十九　総務大臣は、本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、本人確認情報処理事務の実施に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び立入検査）

第三十条の二十　総務大臣は、本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、本人確認情報処理事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（都道府県知事に対する技術的な助言等）

第三十条の二十一　機構は、都道府県知事に対し、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下同じ。）に関し必要な技術的な助言及び情報の提供を行うものとする。

（市町村間の連絡調整等）

第三十条の二十二　都道府県知事は、第三十条の六第二項の規定による電気通信回線を通じた本人確認情報の送信その他この章に規定する市町村の事務の処理に関し、当該都道府県の区域内の市町村相互間における必要な連絡調整を行うものとする。

2　都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、住民基本台帳に住民に関する正確な記録が行われるよう、必要な協力をするものとする。

3　機構は、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に住民に関する正確な記録が行われるよう、必要な協力をしなければならない。

（本人確認情報の提供に関する手数料）

第三十条の二十三　機構は、第三十条の九に規定する求めを行う別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から、総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

第四章の二第二節の節名及び第三十条の七を削る。

第三十条の六の見出しを「（市町村の条例による本人確認情報の提供）」に改め、同条中「条例で定めるところにより」の下に「、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し」を、「本人確認情報」の下に「（個人番号を除く。）」を加え、同条を第三十条の十四とする。

第三十条の五の見出しを「（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）」に改め、同条第一項中「、第七号」の下に「、第八号の二」を加え、同条を第三十条の六とし、同条の次に次の二条、節名及び五条を加える。

（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等）

第三十条の七　都道府県知事は、前条第一項の規定による通知に係る本人確認情報を、機構に通知するものとする。

2　前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。